



< 企業再編 どの時点の合算財務諸表を作成するのか② >

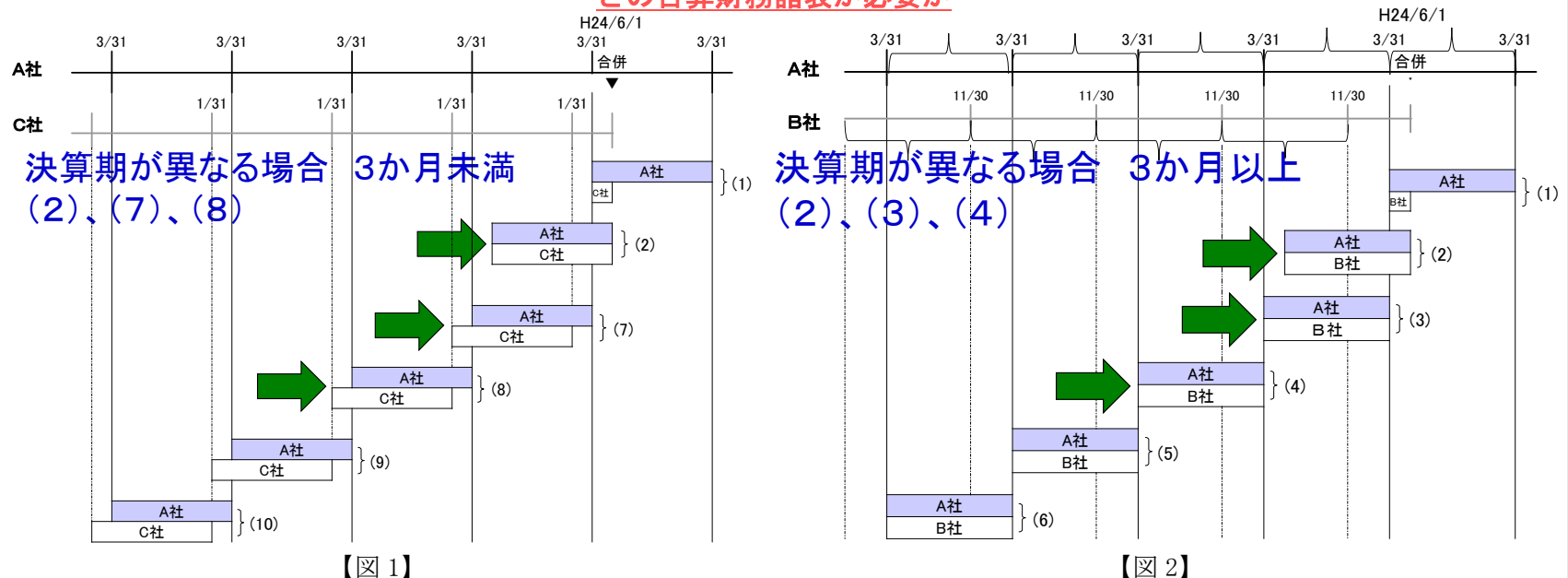
先月号では決算期が同じ場合の合算財務諸表について考えてみましたが、今月号では決算期が異なる場合の合算財務諸表について考えてみます。

まず、原則的な取扱いでは、吸収合併において**合併法人と被合併法人の決算期が異なる場合においても決算期が同じ場合と同様に、合併時に仮決算をしてその合算財務諸表により審査を受けることとなります。**(下図(2)参照) 下図1の例では平成24年6月1日に合併していますので、A社は4月1日から6月1日の財務諸表を作成した上で、平成23年6月2日から平成24年3月31日分を加えて、平成23年6月2日から平成24年6月1日の財務諸表を作成します。(図1の(2)) また、C社は決算期が1月31日なので、2月1日から6月1日の財務諸表を作成した上で、平成23年6月2日から平成24年1月31日分を加えて、平成23年6月2日から平成24年6月1日の財務諸表を作成します。(図1の(2)) そして、これらの財務諸表を連結決算に準じて合算します。

異なるのは、直前事業年度とその直前々事業年度の取扱いです。この場合において、被合併法人(消滅会社)の直前の事業年度終了の日が、合併法人(存続会社)の直前の事業年度終了の日の3か月以上前の日か3か月未満かで取扱いが異なります。

決算期の差が3か月未満の場合には、合併法人A社の決算期に合わせた財務諸表を作成する必要がありません。(図1参照)しかしながら、決算期の差が3か月以上の場合には、合併法人A社の決算期に合わせた財務諸表を作成します。(図2参照)

どの合算財務諸表が必要か



【図1】

【図2】

また、決算期が異なる場合にも例外的取扱いが適用されますので、これらの取扱いをまとめると下の表のようになります。

	合併時財務諸表が間に合う	合併時財務諸表が間に合わない		
		決算期後3か月を超える時期の合併	決算後3か月以内の合併	
				選択できる
決算期が同じ	図の(2)(3)(4)	図の(3)(4)(5)	図の(3)(4)(5)	図の(4)(5)(6)
決算期が異なる	差が3か月未満	図の(2)(7)(8)	図の(7)(8)(9)	図の(8)(9)(10)
	差が3か月以上	図の(2)(3)(4)	図の(3)(4)(5)	図の(4)(5)(6)

※注

・「合併時財務諸表が間に合わない。」とは、「額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるとき」のことです。

・「差が3か月以上」とは、「消滅会社の直前の事業年度の終了の日が存続会社の直前の事業年度終了の日の3か月以上前の日である」ことをいいます。

・「決算後3か月以内の合併」とは、「合併時の審査基準日が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日から3か月以内である場合」をいいます。

企業再編における経営事項審査の対応は、寛大な対応であると感じています。審査の公平性も大切ですが、それほど厳しくもせず、企業の実情に合わせて来ています。特殊なケースなので不安も大きいですが、よく相談して間違いのないようにしたいものです。

WISENET編集部 松村 清 (税理士)